

# 神戸大学大学院理学研究科の学位論文審査委員会に関する申合せ

平成19年4月1日 制定  
平成20年2月15日 一部改正

1. この申合せは、理学研究科における学位論文審査委員会委員の選出等について、必要な事項を定めるものとする。
2. 修士学位論文審査委員会について（修士学位に関する内規第4条第2項関係）  
学位論文審査委員会における主査となる教員は、神戸大学大学院理学研究科教員資格審査委員会（以下「教員資格審査委員会」という。）において、前期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
3. 課程博士学位論文審査委員会について（課程博士学位に関する内規第4条第2項関係）
  - (1) 学位論文審査委員会における主査となる教員は、教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
  - (2) 学位論文審査委員会には、学生の指導教員が所属する講座又は専攻以外の教員を含めるものとする。
4. 博士課程を経ない者の博士学位論文審査委員会について（博士課程を経ない者の学位論文審査等に関する内規第8条第2項関係及び博士課程を経ない者の学位論文草稿の内見に関する申合せ第4条第1項関係）
  - (1) 学位論文審査委員会における主査となる教員は、教員資格審査委員会において、後期課程学生の研究指導及び講義担当適格者として認められた者に限る。
  - (2) 学位論文審査委員会には、学位申請者の学位論文の内容に関係の深い学術領域（主査となる教員と同一の専攻）の教員及びその他の学術領域（主査の所属する講座以外の講座あるいは他の専攻）の教員を含めるものとする。

途中の附則（略）

## 附 則

- 1 この申合せは、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この申合せは、平成20年4月1日以後、自然科学研究科博士課程前期課程に在籍する学生に係る学位論文審査委員会についても準用する。